

安藤陽州と『日本大典』

下見隆雄

(1) 安藤陽州の生涯と宇和島藩の藩校設立

安藤陽州、名は謙之、字は貞郷、通称を満蔵、陽州（また後には依中とも）と号し、諡を知冬という。享保三年十月（1718）、讃岐（香川県）に生まれ、天明三年四月十二日（1783）卒した。生まれは高畑氏、幼少にして安藤家を継いだ。早に学問を好み、初め同姓の識者に教えを受けたといわれるが、十九歳（影山昇著『愛媛県の教育史』は十三歳、愛媛新聞『愛媛県百科事典』では十八歳と）で京都に出て、伊藤仁斎の開いた古義堂（また、堀川学校ともいう）に入り、仁斎の末子の蘭嶋に学んだ（仁斎の古義学を大成したといわれる長男の東涯は、元文元年〈1736〉に没しているから、陽州が彼から直接学ぶチャンスは無かったであろう）。

寛文五年（1665）、山鹿素行は『聖教要録』を著し、朱子学を批判して、古学を提唱した。この傾向は伊藤仁斎や荻生徂徠（古文辞学）らによって高められる。これは幕藩体制の動揺の中で官学としての朱子学が批判されて、国学や洋学が生まれてきた当時の状況を反映するものであろう。仁斎は初め朱子学を信奉したが、三十代なかば（寛文年間）、宋学が必ずしも孔・孟の遺説を純粹に伝えていない点に不満を抱くようになり、朱子学への批判的姿勢を明確にする。特に理気二元論に疑問を持ち、これに対しては理気一元論を唱える。また、古の聖人の道たる仁義を日常生活に実践すべきであるとし、そのためには、『論語』・『孟子』を直接究め求めるべきであると考えた。『論語古義』・『孟子古義』などを著している。素行・仁斎・徂徠らの学風を古学派とよぶが、これは朱子学や陽明学における主観的な解釈を退けて、古典の直接解釈を通して孔子・孟子の理念に直に接することを目指し、その教えを現実に生かすことを目的とするものであった。仁斎学派は元禄時代の中ごろから享保時代に至る二十数年間最も盛んであった。その後は徂徠学が興隆するが、古学の隆盛は、寛政異学の禁（1790・寛政二年）で、朱子学以外の学派に対する抑圧令が施行されるまでつづく。こうした情勢に乗って、仁斎学派の優れた門人たちも全国の諸藩に、つぎつぎ活躍の場を築いていく。

陽州が古義堂に赴いたのも、このような時代の流れを敏感に受け止めた結果であったであろう。当時、高知藩では、仁斎の門にあった緒方黙堂が、延宝七年（1679）招かれて藩儒となり、京都に住してしばしば高知に向いて教授したという。また影山昇著『愛媛県の教育史』（思文閣）によれば、松山藩の旧記である『増田家記』には、「仁斎学の始めは延宝の頃、伊藤兵助と云者京都に行き仁斎の直弟子に成りて修行して帰り、又中村喜左衛門上京して修学す。兩人追々門人を誘進す。其後高木玄林古学を修学し来って又門人多く云々」とあり、延宝年間（1673～1680）にすでに松山で伊藤仁斎の主唱した古学が行われていたことがわかると指摘している。なお、松山藩で古学が振るったことは、藩儒として和田通条・尾崎訥斎・長野彬々・丹波南陵・由井天山・

中村夢洲などが輩出していること（笠井助治著『近世藩校における学統学派の研究』下、P1995）によっても窺えるであろう。ただし、高松藩においては仁斎学の著名な藩儒活躍の事実が認められず、むしろ終始朱子学派の藩儒で占められている。おなじ四国でありながら、時代への見方は各藩におけるさまざまな事情を反映するものであったことが想像される。

宇和島藩では、延享四年（1747）、五代藩主村候は陽州を招いて、二十人扶持を給し、虎之間儒者役とした（『愛媛県教育史』、他書にては、この時、禄百五十石を給したとする）。『南予遺香』や『宇和島の自然と文化』などによると、初め村候は伊藤長堅（蘭嶋）を招くつもりであったが、すでに紀州侯に仕えていた長堅は、門人の俊秀数人を推薦した。その中に陽州が居たのである。十九歳で京都に出てより十二年、陽州はすでに三十歳であった。翌寛延元年七月（1748）、村候は、藩学内徳館（後に、六代村寿は、寛政六年〈1794〉に敷教館と改め、さらに文政二年〈1819〉には明倫館と改称する。明治初年には明誠館と称した）を創設し、陽州に学政を担当させ、宝暦元年（1751）には、おなじ仁斎学を修めた藤好南阜（1720～1793）を助教として招いて援助させる。宇和島藩における教育振興の風は、宗家仙台藩の文教隆盛に影響されるものといわれるが、仙台藩では秋田藩に多い仁斎学の藩儒が見えず、山崎闇斎の学派や朱子学派の藩儒の多いのは興味深い。

陽州は天明元年（1781）四月、引退して依中と称した。同三年（1788）四月、病で家に没した。六十六歳であった。子の毅軒（1759～1811）は、幼少より陽州に従って仁斎古学の風を学んだが、壮年に至って仁斎学を棄てて京都に上り、闇斎学を修め、帰藩後は父の業を継いだ。再び仁斎学の振るうことは無かった。やがて寛政二年（1790）、いわゆる異学の禁が発布され、その影響もあってか、藩学の気風も朱子学の方向に傾いていく。五代村候は寛政六年（1794）に逝去し、後を継いだ六代村寿は、藩学の名も敷教館と改称する。このことは、時代の動きを敏感に受け止めた藩主の姿勢と、藩学の性格ないしは教育理念に変化の生じたことを、象徴的に反映するものと見てよいであろう。前掲の笠井氏著書によれば、

安藤陽州は天明三年に没し、ついで寛政五年藤好南阜没した後は、朱子学の方向へと向かった。この現象は、幕府昌平校に於けるいわゆる寛政異学の禁令の影響と見られるが、宇和島藩府から直接、異学禁止の令を布いた確証は発見されていない。伊予出身（宇摩郡川之江）で大阪で教授していた尾藤二洲が朱子学を醇正と確信遵奉し、寛政三年幕府昌平校儒官となって柴野栗山・岡田寒泉・古賀精里等と異学を排して朱子学を布き、また、二洲門下の近藤篤山は、伊予小松藩儒となって門戸を張り、朱子学をもって学風を刷新したため、小松藩は一藩挙げて昌平派朱子学に転向した。このような情勢の中であって、宇和島藩学風の改変が自ら行なわれるに至ったと見て良からう。そこで安藤陽州の嗣子毅軒も、初め家学の仁斎学を紹述して内徳館に教授したが、中道にして朱子学に転向し、京に上り西依成斎の門に入って再教育を受けた。成斎は闇斎学派の学統を承け、幕府寛政異学禁止の内援者でもあった。—（中略）—このように、寛政以後の宇和島藩学風は、尾藤二洲・近藤篤山の学風の影響が強く、また頼春水・杏平兄弟の学風の影響もあった。—（中略）—頼春水は柴野栗山・尾藤二洲・古賀精里と親交があり、幕府の異学禁止への強

力な協援者であった。

という。

安藤陽州の著にかかるものとして、『日本大典』と『詩十全集』が有るが、後者は『近世漢学著述目録大成』に見えるものの、今いずこに収蔵されているものか分からない。なお、彼は詩文に長じ、朝鮮の奉聘使の朴矩軒は、「君の詩章の妙なること未曾有」と称賛したといわれる（『南予遺香』など）。

（２）『日本大典』について

明和九年（1772）、陽州は『日本大典』十巻を完成（『南予遺香』や『愛媛県教育史』・前掲笠井氏著書などでは明和四年とする。『日本大典』陽州序によると、「明和壬辰秋七月」とあるから、今日に残る整った書としての完成は、明和九年ということになるだろうが、ただ序文には、「往歳、全書を閲するの寵を過辱し、今秋、首巻に題するの榮を枉賜す」というから、「明和壬辰秋」以前に全書が出来上がっていることは想像に難くない。『愛媛県百科事典』は明和九年、青野誠一著『伊予文人墨客略伝』は明和年中と）した。藩主村候は、陽州が「わが王朝時代の諸制度を明らかにしたことを心からよろこび、大いに諸侯間に宣伝した。さらに陽州を新たに知人士に昇格し、百五十石を給与した」（『愛媛県教育史』）という。しかしついにこれを刊行するには至らず、家に蔵して明治に及ぶという。現在、写本が、国会図書館・静嘉堂文庫（稿本）・京都大学・慶応大学・岩瀬文庫・無窮会平沼文庫などに収められている。

『日本大典』十巻、成立の事情や書としての性格を明確にするため、本稿では、序や凡例に述べることを紹介しつつ論ずることとする。なおこの書の研究には、依拠した原典との詳細なる比較、内容の分析や整理が必要であるが、本稿では未だここに到りえない。

内容は、初めに、権大納言源信通の序（明和壬辰秋七月）が置かれ、弘仁式・延喜式以来の、わが国律令憲章の具備せる事実と統治成果の確かな伝統を明らかにするものであると讃えて、この書『日本大典』に、「憲章文物、燦然として見るべし」とし、この著述の、補袞の業（宰相の仕事）に役立つこと少なからずという。次に、陽州の序が続ぎ、源信通に序を賜ったことを謝し、わが国皇統の隆盛にして安定し、治者の仁徳も民を撫養して整いたること、すべて中国に劣らぬ完全と調和を讃え、己が著に説き至る。「日出る所の大法、参ずるに日没する所の古書を以てし、竊かに大唐六曹に擬へて、命けて日本大典と曰ふ」と述べ、「明公、乃ち含弘の量を以て、能く浅狭の陋を容れ、往歳、全書を閲するの寵を過辱し、今秋、首巻に題するの榮を枉賜す」という。

次に、「日本大典凡例十則」を掲げる。その一は、

「凡そ一書の体、上は周礼に法り、中は唐六典に擬へ、以て煩簡の中を裁す。若し下は大明會典に比すれば、則ち頗る刪削多きも、蓋し煩に失するを恐る。唯だ是れ拙工の代斷なるなれば、恐らくは傷指の嘲りを免るる能はざらんと云うのみ」という。

序に述べることを併せて考えるに、『日本大典』編纂の目的は、日本古来の法典憲章が中国の『周礼』や『唐六典』にもひけをとるものでないことを立証するにあったことが分かるのである。

陽州における著述の動機は、山鹿素行が『中朝事實』を著して、中華思想に対して、日本の歴史が優れていることを指摘したと同様の意識に発すると見るべきなのだろう。

「十則」のその二は、

「凡そ諸司職掌、律令格式・内裏式・儀式及び六国史等の書に拠りて、以てこれを筆し、その制の沿革有る者は、或いは令を以て主と為し、或いは格式を以て主と為す。各々法意の重んずる所に従ひて、苟にするに非ざるのみ。職原鈔等の如き、間々その語を取ると雖も、大抵は皆一字を下して以てこれを別す。その書、専ら人の為に官を扱ひて頗る乱制多きを以てなり。」という。「職原鈔」に関して、例えば、卷九42葉「鎮守府」の項「兼仗」下に、「右、格に拠る。但、副將軍及び兼仗は職原鈔に拠る」という。

「十則」のその三は、

「凡そ諸司職掌、一事なるに或いは二司に渉る者有り、又、三司四司に渉る者有り、故に延喜式の載する所の如き、猶ほ或いは彼此重出有るを免れざるがごとし。況んや今令条を区分して、以て諸司を隸するに、その間、両に裁し難かる可き者無きにしも非ず。亦た乃ち格式等の定むる所に拠りて、その重き所に従ひて、各々類を以て相ひ分隸せり。後の読者その杜撰を罪する勿れ」

例えば、卷二中務省、「侍従八人従五位下」に、「唐の左右補闕・左右拾遺なり。左補闕・左拾遺、門下省に属し、右補闕・右拾遺、中書省に属す。本朝、併せて侍従一官と為す。延喜の時、次侍従を置けるが如し。その数百人に至る」という。また、内舎人・大舎人寮が有り、卷十春官坊に舎人監が有るの等も指しているのであろう。

その四、

「凡そ令一書、正文有り、本註有り、義解有り、集解有り。その彼此相ひ混淆したること、猶ほ骨董箱のごとし。且つ脱簡・誤字も、亦た殆どその半ばに居りて、甚だ識別し易からず。(知)冬、弱冠以来、搢紳先生の家蔵本を得る毎に、必ず自ら校讎を加え、幸いにその助けに因りて是正し得たる者、十に七・八なり。但、家蔵本も、亦た間々金根の陋有るを免れず。今の録する所、悉く改正に従う。その疑はしき所に至りては、姑く亦た疑はしきを伝へ、以て後の君子を俟つ。律及び格等の誤字多きも、亦た大抵は此に准ず」

その五、

「凡そ延喜式一書、諸司常守する所を詳載するをその要と為すを以ての故に、采塩魚肉、両数紛紜とし、鋪設の雑器、功程の多少等、誠に煩碎に渉る者多し。今の刪裁する所、勤めて簡約に従ひて、以てその大綱を存す。これを覽る者をしてその細碎を厭はざら使めんことを庶へばなり」

例えば、卷七宮内省、大膳職について、これを『延喜式』卷三十二大膳に比べ見れば、この処置は明確である。

その六、

「凡そ一書の中、二十・三十字、或いは廿・卅に作り又た或いは貳拾・參拾に作る。畢字或いは訖に作り、或いは了に作る。左京字或いは東京に作る等、皆その本書に随ひて、敢へて輒ち改むることはせず。その彼此相ひ通ざるを以てなり。自余は此に效へ」

その七、

「凡そ官員の沿革、亦た令及び格式を以て淵底と為す。上は国史に浜りて、以てその源を窮め、下は職原鈔等に因りて以てその流れを辨つ。然とも要はその大勢を觀んと欲し、必ずしも鎖して求め至ることはせず。臨時權任にして不常置の諸官の若きは、悉く一書の末に付載す」

例えば、卷九、鎮守府、「將軍一人從五位上」に、「令外の官なり。職原鈔に曰く、聖武天皇の御宇、陸奥の國に鎮守府始めて將軍を任じてこれを遣す。これ本朝軍府を置くの初めか。又曰く云々」とある。

その八、

「凡そ唐官相当するもの六典及び唐書百官志に抛りて、以てその沿革する所を徴す。又た、且つ、尚書・周礼・漢百官表等を并挙して以てその則象する所を窮む。然れども官職の沿革、皆に古今の異有るのみに非ず。又た且つ和漢の別有りて、一一相ひ配す可からず。故に長官・次官の外、大抵は皆これを略す」

例えば、卷一、神祇官に「伯一人從四位下」とあり、「周官太宗伯、卿一人、邦を建つるを掌る。秦には奉常と曰ひて、宗廟の礼儀を典る。漢の高祖に至りて、名づけて太常と曰ふ。唐、隋に因りて太常寺卿を置く。蓋し皆その任なり。本朝にては、上古、神武天皇の時、天兒屋根命の孫、天種子命、専ら祭祀のことを主る。垂仁天皇の時、中臣祖大鹿島命に命じて、祭主と為す。修令の日、改めて神祇伯と為し、それ諸を百官の上に置く。蓋し神國の風天神地祇を重んずるが故なり」という。また卷三、式部省に、「卿一人正四位下」とあり、「周の天官冢宰卿なり。後漢に吏部曹有りて選舉・齋祀の事を主どる。唐、隋に因りて吏部尚書を置く。本朝にては、改めて式部卿と為す。但だ本朝の制、朝廷の礼儀は式部兼ねてこれを掌りしか。唐法、頗る異同有り、天平宝字二年、省名を改めて文部省と曰ふ。八年、故に復す。若し親王これに任ずれば則ち四品」という等。次に、その九には、

「凡そ一書の中、修令の日と稱する者は、養老二年、重修の日を謂ふ。その職員、令の載せざる所の諸官、総て令外の官と稱す」という。

「修令の日」は、前引の「神祇官」の項に見える。「令外の官」のことは、卷八、伊勢齋宮寮以下がこれに当たり、卷九、防人司以下にも見える。また、その十には、

「凡そこの書、六典に擬へて以て体裁を為すと雖とも、然ども本朝建官の初、既に沿革有り。垂制の後、安んぞ彼此無からん。且つ、竊竊として模倣するは、亦た（知）冬の志に非ず。その同じ有り異有る所以の者は、蓋しこの故なり。独り此のみに非ざるなり。彼の六典なる者は、乃ち名彦の贊潤有りて、開元全盛の日に成る。是を以て一代の法、燦然として悉く備われり。今、此の書、僅かに 劣の草創に出で、典故残缺の後に輯す。是を以て凡百の制、闕典有るを免れず。修飾刪潤、博雅の君子を経たるに非ずんば、安くんぞ全き書を成すを得ん」という。

終わりは陽州の謙辭で締め括られている。

次に、弘仁式・貞觀式・延喜式と日本大典の内容を比較した表を掲げてみる。これで気がつくのは、特に卷十の独自性である。なお、弘仁式・貞觀式・延喜式の比較表は、虎尾敏哉氏著『延喜式』（日本歴史叢書8、吉川弘文館）に依る。

弘 仁 式	貞 觀 式	延 喜 式	日 本 大 典
1 神祇一 四時祭	1 神祇一	1 神祇一 四時祭上	1 神祇官
2 神祇二 臨時祭	2 神祇二	2 神祇二 四時祭下	
3 神祇三 大神宮		3 神祇 臨時祭	
4 神祇四		4 神祇四 伊勢太神宮	
		5 神祇五 齋宮寮	
5 神祇五 踐祚大嘗会		6 神祇六 齋院司	
6 神祇六 祝詞		7 神祇七 踐祚大嘗会	
7 神祇七 神名一	3 神祇三 神名上	8 神祇八 祝詞	
8 神祇八 神名二	4 神祇四 神名中	9 神祇九 神名上	
9 神祇九 神名三	5 神祇五 神名下	10 神祇十 神名下	
10 神祇十 神名四			
11 太政官	6 太政官	11 太政官	1 太政官
12 中務 内記 監物 主鈴 主鑰	7 中務 内記 監物 主鈴 中宮 大舍人 図書 縫殿	12 中務省 内記 監物 主鈴 典鑰	2 中務省 侍徒 内舍人 内記 監物 主鈴 典鑰
13 中宮 大舍人 図書		13 中宮職 大舍人寮 図書寮	中宮職 大舍人寮 図書寮 内蔵寮
14 縫殿		14 縫殿寮	縫殿寮 陰陽寮
15 内蔵	8 内蔵 陰陽 内匠 内薬	15 内蔵寮	内匠寮
16 陰陽		16 陰陽寮	
17 内匠 内薬		17 内匠寮	
18 式部上	9 式部 大学	18 式部省上	
19 式部下		19 式部省下	3 式部省 大学寮
20 大学 散位		20 大学寮	
21 治部 雅楽 玄蕃 諸陵	10 治部 雅楽 玄蕃 諸陵	21 治部省 雅楽寮 玄蕃寮 諸陵寮	4 治部省 雅楽寮 玄蕃寮 諸陵寮
22 民部	11 民部	22 民部省上	
23 主計上	12 主計	23 民部省下	5 民部省 主計寮 主税寮
24 主計下		24 主計寮上	
25 主税上	13 主税	25 主計寮下	
26 主税下		26 主税寮上	
27 兵部	14 兵部 造兵 鼓吹 隼 人 刑部 大蔵 織部	27 主税寮下	
28 造兵 鼓吹 隼人		28 兵部省 隼人司	6 兵部省 隼人司
29 刑部 判事 囚獄		29 刑部省 判事 囚獄司	6 刑部省 囚獄司
30 大蔵 掃部 織部		30 大蔵省 織部司	7 大蔵省 織部司
31 宫内	15 宫内 大膳 木工 大炊 主殿	31 宮内省	7 宮内省
32 大膳		32 大膳職上	大膳職 木工寮
		33 大膳職下	大炊寮 主殿寮
33 木工 大炊 主殿		34 木工寮	典薬寮 掃部寮
		35 大炊寮	正親司 内膳司
		36 主殿寮	造酒司 采女司
34 典薬	16 典薬 掃部	37 典薬寮	主水司

<p>35正親 内膳 造酒 園池</p> <p>36采女 主水 主油 内掃</p> <p>37彈正 左右京 東西市</p> <p>38春宮 勘解由</p>	<p>17正親 内膳 造酒 園池 采女 主水</p> <p>18彈正 左右京 東西市 春宮 勘解由</p>	<p>38掃部寮</p> <p>39正親司 内膳司</p> <p>40造酒司 采女司 主水司</p> <p>41彈正台</p> <p>42左右京職 東西市司</p> <p>43春宮坊</p> <p>44勘解由使</p>	<p>8彈正台</p> <p>左右京職 東西市司</p> <p>(以下二十四令外官)</p> <p>伊勢齋宮寮 加茂齋院司 修理職 勘解由使 鑄錢司 左右修理宮城使 造寺使 防鴨河使 施藥院司 檢非違使 藤氏長者 源氏長者 獎學院別當 淳和院別當 學館院別當 内堅所別當 内教坊別當 内膳別當 御厨子所別當 大歌所別當 記錄所 樂所別當 大學別當 藏入所</p> <p>右齋宮寮以下 皆爲令外官</p>
<p>39左右近衛 左右衛門 左右兵衛</p>	<p>19左右近衛 左右衛門 左右兵衛 左右馬 左右兵庫</p>	<p>45左右近衛府</p>	<p>9左右近衛府 左右衛門府 左右兵衛府 左右馬寮 兵庫寮</p> <p>(以下外官・外武官等)</p> <p>太宰府 防人司 按察使府 國 郡 (右太宰府以下謂之 外官)</p>

<p>40左右馬 左右兵庫 雑事</p>	<p>20雑</p>	<p>46左右衛門府 47左右兵衛府 48左右馬寮 49兵庫寮 50雑</p>	<p>征夷使 鎮守府 軍團 牧 右征夷使以下 謂之外武官 10後宮官 妃 夫人 嬪 宮人 内侍司 藏司 書司 藥司 兵司 聞司 殿司 掃司 六司 膳司 酒司 縫司 東宮官* 傳 學士 春官坊 舍人監 主膳監 主藏監 主殿署 主書署 主獎署 主工署 主兵署 主馬署 院廳 家令 附録 臨時權任不常置官</p>
--------------------------	------------	---	---

『日本大典』成るや、藩主村候は大いに喜び、諸侯間に宣伝したともいわれるが、この書が遂に出版の日の目を見ることなく、稿本のままに蔵し置かれて今日に伝えられる結果になったには、それなりの事情があろう。

わが国律令憲章を、中国古来の行政法典に比較検討することには、一応の学問的研究の評価が与えられるべきであろうが、幕末に向かって諸情勢が並び生じる時を目前にして、時代の思潮は、もっと切実に現実を反映した仕事を求めていたということなのだろう。また、陽州のこの著作活動のエネルギーは古学の盛況に依拠して出るものであったはずであるから、日本の学問思想界が、幕府の意向を受けて朱子学の復活を許容した状況下に在って、陽州の仕事を全面的に評価できなかったのは致し方のないことであったのかも知れない。

ところで、明治の新政府の下では、欧米の近代国家の諸制度をどう積極的に理解し取り入れて行くかに、知識人たちは真剣に対処しなければならなかったのであるから、意義有る西洋精神の受容のためには、受け入れる側の、主体的理念が確立されることは必至であったと思われる。従ってこの時期の日本は、古来日本精神の独自性ないし意義の理解要請について、新たな興隆の気運

に直面することになったであろうとの想像は許されてよかろう。そこで、これに係わる一つの動きとして、古来王政を支えて来た律令政治理念への回顧という動きが起こるのは当然であった。このことを反映したと思われる動きの一つとして、『延喜式』への関心が高まった事実を挙げることができるであろう。虎尾俊哉著『延喜式』（P231）に、「明治三年（1870）二月発布の学則の中には、大学南校の法科の必読書の一つとして、また同十四年の『東京大学一覽』では学生自読書十書の一つとして、『延喜式』があげられられているくらいである。」という。また、明治以後においても、歴史学の発達にともなって、『延喜式』を資料として利用し、『弘仁式』『貞観式』などに関する研究も本格的に発達したといわれるが、これらの状況を通じて、関連する研究書としての『日本大典』が識者から注目されたということを寡聞にして聞かない。この方面の研究に暗い私には、なぜにこの書が研究者たちから、関心の対象とされないのかを評論する力がない。また、陽州のこの研究が、当時の宇和島藩の存立にとっていかなる積極的な意義を持ち得たのかも、残念ながら今の私には明確に論じ得ない。しかしながら、特に、『日本大典』が今まで問題とされなかったのは、研究書としての価値を本質的に持たないからなのか、この書の持つ単なるめぐりあわせによるものなのか、この方面の専門家からの指摘を是非仰ぎたいものである。

以上、概略ながら、安藤陽州と『日本大典』についての紹介を終わりたい。この研究報告をまとめるに当たって用いた『日本大典』は、国立国会図書館所蔵の資料による。その他、参考資料は文中にその都度掲げている。

（以上）